平成２３年（フ）第１６０号
千葉県富里市日吉台６丁目22番地５
破産者　成吉工業株式会社
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１０４０号
愛知県小牧市中央３丁目149番地
破産者　有限会社龍建設
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９５３号
愛知県江南市東野町長幡寺36番地
破産者　有限会社ウカイ
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６６５号
神戸市東灘区住吉南町３丁目１番18号
破産者　有限会社アドナイ食品
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３号
兵庫県姫路市的形町的形1238番地15
破産者　株式会社ごうゆうビジネスサービス
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４４３号
山形県村山市大字たも山4600番地75
破産者　株式会社テクノ楯山
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８２号
千葉県山武郡九十九里町片貝2136番地の２
破産者　有限会社高橋土木設備
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第５３５号
川崎市川崎区東門前３丁目８番32号
破産者　有限会社キープ・ワン
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５４０号
川崎市川崎区大師本町５番１―501号
破産者　松原自動車工業有限会社
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１８９号
富山県射水市港町９番25号
破産者　江守　淳一
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第３０号
静岡県富士宮市羽鮒2408番地10
破産者　有限会社二孝
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第９５号
静岡県富士市国久保１丁目５番５号、前住所
静岡県富士市伝法2331番地の14
破産者　望月　　茂
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２１２号
沖縄県那覇市銘苅211―１　ユーカリ那覇202
破産者　協和フーズ株式会社
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３０７号
滋賀県蒲生郡日野町山本815番地23
破産者　天野千津子
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１３９号
奈良県磯城郡田原本町大字味間116番地の１
破産者　福田　達也
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１０１８号
札幌市白石区東札幌５条４丁目１番７号　グループホームあかね
破産者　中村　裕朱
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４５７号
札幌市厚別区厚別南１丁目７番20―102号
破産者　千葉　良子
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４９０号
仙台市若林区若林１丁目13番48―409号、開始決定時の住所仙台市太白区郡山８丁目６番50―406号
破産者　加藤　　実
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３７７号
名古屋市天白区中平３丁目1606番地　シティハイム平針103号
破産者　杉田設備こと　杉田　繁光
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７０８号
神戸市西区天王山28番地の３
破産者　吉川　諄一
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９６６号
神戸市北区鈴蘭台北町３丁目12番16―513号、開始決定時の住所神戸市北区緑町６丁目５番４号
破産者　小野田金三
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部